

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和7年度）

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
不 動 産 登 記 部 門	水戸市ちとせ一丁目
不 動 産 登 記 部 門	水戸市元吉田町
不 動 産 登 記 部 門	ひたちなか市大字東石川
不 動 産 登 記 部 門	笠間市大淵
日 立 支 局	北茨城市華川町下相田
日 立 支 局	北茨城市華川町中妻
日 立 支 局	北茨城市華川町小豆畑
常 陸 太 田 支 局	常陸大宮市野口
土 浦 支 局	土浦市摩利山新田
龍 ヶ 崎 支 局	稲敷市幸田
つ く ば 出 張 所	つくば市玉取
つ く ば 出 張 所	つくば市上郷
取 手 出 張 所	つくばみらい市長渡呂